

社会福祉法人おおぞら福祉会

身体拘束等の適正化のための指針

1. 目的

社会福祉法人おおぞら福祉会では、障害者虐待防止法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例を受け、利用者の人権を尊重する「拘束をしない支援」の徹底と職員の虐待防止の意識向上を目的として、本指針を制定します。

2. 事業所における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方

(1) 当法人内での共通理解

①身体拘束等の原則禁止

- ・緊急やむを得ない場合を除き、原則として身体拘束及びその他の行動制限を禁止します。

②身体拘束等の防止に努める

- ・身体拘束等を行う必要性を生じさせないために、利用者の特徴を日々の状況から理解し、身体拘束等を誘発するリスクを検討し、そのリスクを除くための対策を実施します。

③緊急やむを得ず身体拘束を行うときの留意点

- ・「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」等には、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならないとされています。
- ・このことから、以下3つの要素の全てを満たす場合には、必要最低限の身体拘束を行う場合があります。

① 切迫性：	利用者本人または他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
② 非代替性：	身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと
③ 一時性：	身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

3. 身体拘束適正化委員会その他施設内の組織に関する事項

当法人では、身体拘束等の廃止に向けて身体拘束等適正化検討委員会を設置します。

① 設置目的

- ・身体的拘束等廃止に向けての現状把握及び改善についての検討
- ・身体的拘束等を実施せざるを得ない場合の検討及び手続き
- ・身体的拘束等を実施した場合の解除の検討
- ・身体的拘束等廃止に関する職員全体への指導

② 身体的拘束等適正化委員会の構成

- ・委員長 施設長（虐待防止責任者）
- ・副委員長 副施設長
- ・委員 サービス管理責任者
- ・委員 虐待防止委員
- ・委員 看護職員

③ 身体拘束適正化検討会の開催

- ・当法人では、1年に1回以上委員会を開催します。
- ・また、緊急時等必要ある時は、適時委員会を開催します。

4. 身体的拘束等の適正化の職員研修に関する基本方針

- ・支援に関わる全ての従業者に対して、身体拘束等の適正化に向け、利用者の人権を尊重した支援の励行を進めるとともに、身体拘束等の適切な知識を普及・啓発することを目的に研修を実施します。
- ・研修は年1回以上の開催とし、必要に応じて外部の研修にも参加します。
- ・新規採用時には、本研修を実施します。
- ・本研修の実施内容については記録を残し、保管することとします。

5. 事業所内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針

- ・身体拘束等を行う場合には、次章の手続きに基づき利用者家族に速やかに説明し、報告を行います。
- ・事業所内において他の職員等による適切な手続きに依らない身体拘束等を目撃し

た場合、具体的な状況、時刻等を確認したうえで虐待防止委員へ報告を行うこと当該報告をうけた虐待防止委員は、身体拘束を実施したと思われる職員に、聴き取りを行い、実態の把握に努めます。

- ・適切な手続きによらない身体拘束等の事実が発覚した場合は速やかに利用者及び利用者家族への謝罪を行い、所轄庁への報告並びに次章に記載する手続きに則り、報告を行います。

6. 身体拘束等実施時の対応に関する基本方針

身体的拘束等を行わないことが原則であるが、緊急やむを得ない場合については、以下の手順に従って実施します。

- (1) 緊急やむを得ない場合とは、支援の工夫のみでは十分に対応できないような一時的な事態に限定します。

(2) カンファレンスの実施

- ・緊急やむを得ない状況になった場合、身体拘束適正化委員会を中心として関係職員が集まり、拘束による利用者の心身の損害や拘束をしない場合のリスクについて検討し、身体拘束を行うことを選択する前に①切迫性②非代替性③一時性の3要素の全てを満たしているかどうかについて検討・確認します。
- ・なお、3つの要件のすべてを満たす場合であっても、身体拘束等を行う判断は基本的に個人的判断で行わず、組織的かつ慎重に行います。

(3) 利用者、家族に対しての説明

- ① 個別面談等を行う際に、身体的拘束等の内容、目的、理由を説明し、十分な理解が得られるように努めます。**【様式1】**
- ② また、事前に身体拘束について当法人としての考え方を**【様式1】**により利用者・家族に説明して理解を得ていたとしても、実際に身体拘束が発生した場合は次項に掲げる**【様式2】**をもとに、個別に説明を行います。

(4) 記録と再検討

- ① 緊急やむを得ない理由から身体拘束を行った場合は、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに、緊急やむを得ない理由、その他必要

な事項について記録します。【様式2】

- ② 身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を随時検討します。

【様式3】これらの記録は5年間保存、行政担当部局の指導監査が行われる際に提示できるようにします。

(5) 身体拘束の解除

- ① 緊急やむを得ない身体拘束に該当するかどうかを常に観察、再検討し、身体拘束を継続する必要がなくなった場合は速やかに身体拘束を解除します。
- ② 身体拘束の解除を行った場合は、速やかに利用者・家族へ報告します。

6. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

本指針は、当事業所で使用するマニュアルに保管し、全ての職員が閲覧を可能とするほか、利用者本人や家族等が閲覧できるように、当事業所ホームページに掲載します

7. その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

当事業所内における研修以外にも地域の他法人、施設等とも協調し、研修会を開催する等により、互いに研鑽を深め、身体拘束等の適正化が地域において、より深まっていくよう努めます。

附 則

この指針は、令和6年4月1日より施行する。

【様式1】

身体的拘束等に関する説明書

様（利用者）

身体的拘束等は、利用者の活動の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものです。社会福祉法人おおぞら福祉会では、身体的拘束等適正化のための指針の基本方針「身体的拘束等の原則禁止」「身体的拘束等の防止に努める」を共通理解とし、利用者の人権尊重、虐待防止に努めます。

1. ただし、あなたの状態が下記のA、B、Cをすべて満たした場合において、緊急やむを得ず一時性の身体的拘束等を行うことがあります。
2. 緊急やむを得ず身体的拘束等を行った場合は、「緊急やむを得ない身体的拘束等に関する報告書（様式2））にてご報告させていただきます。

- A 利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い
- B 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する看護・介護方法がない
- C 身体拘束その他の行動制限が一時的である

記

なお、当法人（事業所）において、やむを得ず緊急一時性の身体的拘束等を行う可能性がある項目をお示ししますので、ご理解をお願いいたします。

- ・ 自傷、他害行為があった場合、又はそれを抑制する場合（身体を抑える拘束等）
- ・ 屋内外移動時の事故等からの危険回避、パニック、発作時等（身体を抑える拘束等）
- ・ 屋内外活動時の事故等からの危険回避、パニック、発作時等（身体を抑える拘束等）
- ・ 飲食、排尿、排便の介助等（身体を抑える拘束）
- ・ 被服や身の回りの物の着脱の介助等（身体を抑える拘束）
- ・ 手洗い、うがい、手先の消毒、歯磨き等の介助等（身体を抑える拘束）
- ・ クールダウン等の為の個室利用（個室閉鎖的な拘束）

令和 年 月 日

施設名 代表者

⑩

説明者

⑩

（利用者・家族の記入欄）

上記の件について説明を受け、確認いたしました。

令和 年 月 日

氏 名 ④

(利用者本人との続柄)

【様式2】

緊急やむを得ない身体的拘束等に関する説明書

様（利用者）

- 1 あなたの状態が下記の ABC を全て満たしているため、緊急やむを得ず、下記の方法と時間帯において最小限度の身体的拘束等を行いました。

記

- A 利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い
 B 身体拘束等の行動制限を行う以外に代替する看護・介護方法がない
 C 身体拘束その他の行動制限が一時的である

個別の状況による拘束の 必要な理由	
身体拘束等の方法 〈場所、行為（部位・内容）〉	
拘束の時間帯及び時間	
特記すべき心身の状況	
拘束開始及び解除の予定	月 日 時 から 月 日 時 まで

上記のとおり実施したことをご報告します。

令和 年 月 日

施設名 代表者

(印)

記録者

(印)

(利用者・家族の記入欄)

上記の件について報告を受け、確認いたしました。

令和 年 月 日

氏 名 ⑩ (利用者本人との続柄)

【様式3】

<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 5px;"> 緊急やむを得ない身体拘束等に関する経過観察・再検討記録 </div>
_____ 様

年月日 時間	日々の心身の状態等の観察・再検討結果	カンファレンス参加者	記録者 サイン

--	--	--	--